

保証のポイント

ポイント
01

修理代金の負担無し！

本保証の対象となる故障に限ります。
また、往復の送料（ヤマト運輸に限る）も本保証に含まれます。

ポイント
02

保証期間中は何度でも！

一度の修理金額が、保証上限金額を超える場合には、
代替品（新品）の提供にて、本保証は終了します。

ポイント
03

落下・破損・異常電圧・ 水濡れにも対応！

メーカー保証では、対象外になってしまう物損事故も
本保証の対象です。

ポイント
04

メーカー保証1年+本保証2年 3年間の長期保証！

物損保証は、1年目から本保証が適用されます。

※詳しくは保証サービス規程をご確認ください。

保証期間と修理回数

	1年目	2年目	3年目	修理回数
物 損	○保証対象			何度でも
自然故障	メーカー 保証	○保証対象		何度でも



本体または外部記憶媒体に保存されたデータ
は本保証の対象ではありません。

保証の対象とならない主な付属品



※本体プラス、ソフト・特殊コントローラー等のセット商品の場合でも保証対象となるのはゲーム機本体のみとなります。
※Switch・Switch2購入時に付属されているJoy-Con(L)/(R)・Joy-Con2(L)/(R)は1つに限り本保証の対象となります。

修理の依頼方法について

■修理のご依頼

- ①製品および保証加入時のレシート（コピー可）をご用意ください。
- ②下記のQRコードから故障診断を実施した後、修理依頼を行ってください（フリーコールでも受付可能となります）。
- ③修理受付後、修理受付窓口からご連絡差し上げます。

※窓口からのご連絡は営業時間内となります。

■修理受付後

- ①修理依頼品（故障品）を送付する際には、裏面の「修理受付票」が必要となります。
- ②同意事項のご確認と未成年の方は保護者の同意および連絡先の記入をお願いいたします。
- ③記入後は本保証書とレシートをまとめて修理依頼品に同梱ください。

■本保証での修理受付開始について

自然故障の本保証での修理受付は、メーカー保証期間終了後に開始されます。メーカー保証期間内の故障は、直接お客様よりメーカーへご連絡ください。（メーカー保証期間中の物損故障に関しましては、下記窓口での受付となります）
また、延長保証期間中であっても、下記窓口での受付をせずに、お客様が直接、メーカー等に修理をご依頼された場合にかかる費用は、本保証の保証対象となりません。
延長保証期間中の修理依頼の際には、必ず下記QRコードまたはフリーコールよりご依頼ください。
延長保証期間中は、修理依頼品をご購入店舗にお持ち込みいただけても修理受付はいたしかねます。あらかじめご了承ください。

故障診断・アドバイス

修理のご依頼を希望の方は
以下QRコードをご利用ください。
QRコードでの受付は24時間365日いつでも可能です。
以下に記載のフリークールでも承ります。
保証内容のお問い合わせは、フリーコールで受付しております。
●安心ゲーム機本体3年保証お客様窓口【通話料無料】
0800-080-0086 受付時間
10:00~19:00 (年中無休)

※QRコードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。

延長保証レシート添付欄

ゲーム機本体と本保証を同時に買い上げいただき、購入時の
延長保証レシートを上記添付欄にお貼りください。

ご購入日 年 月 日

保証No記載欄

（記載欄）

延長保証レシートは感熱紙のため、保存状態によっては読み取れなくなる場合がございます。
お手数ですが、購入日および延長保証レシートの保証Noを上部記載欄にお控えいただきますようお願いいたします。

保証開始日

原則、売上日が保証開始日となりますが、お届け日の記載がある場合はこちらが保証開始日となります。

YAMADA

株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>

○○○○○店

ゲーム機延長保証

<保証証>

売上日：2000年〇月〇日
お届け日：2000年〇月〇日

保証No:201028-1446402003101-01

保証区分：3年保証

商品：ゲーム

型番：HAD-S-KABA NSW

メカ：ZZ

数量：1

こちらに記載
の番号が本保
証の保証No
となります。

本保証対象商品
※セット商品の場合でも保証対象は
ゲーム機本体のみとなります。

延長保証をお受けする際には、本保証書（延長保証レシート添付）
が必要となります。紛失されないように大切に保管ください。

ご購入店舗

保証書（延長保証レシート添付）を紛失されると、本保証がお受けできなくなりますので、**メーカー保証書とあわせて**大切に保管ください。再発行に関しては対応いたしかねます。ご了承ください。

2025年5月1日改訂版

- 修理の範囲
本保証の範囲は、本保証書及び本保証書に記載された修理の範囲に限られます。
修理の範囲は、本保証書の規定による修理の範囲に記載された修理の範囲に限られます。
修理の範囲は、本保証書の規定による修理の範囲に記載された修理の範囲に限られます。
修理の範囲は、本保証書の規定による修理の範囲に記載された修理の範囲に限られます。

■修理の範囲外
修理の範囲外は、本保証書の規定による修理の範囲に記載された修理の範囲に限られます。

■修理の範囲外
修理の範囲外は、本保証書の規定による修理の範囲に記載された修理の範囲

安心ゲーム機本体 3 年(物損付)保証サービス規程

安心ゲーム機本体3年(物損付)保証(以下「本保証」といいます。)は、SOMPOワランティ株式会社(以下「SWT」といいます。)および株式会社ヤマダデンキ(以下、SWTと併せて「サービス提供者」といいます。)が共同で運営・提供する延長保証サービスです。

サービス提供者は、本保証の加入の申込書にて、本保証の加入の証明となる保証内容説明書(リーフレット)およびレシート(以下リーフレットとしシートを総称して「保証書」といいます。)を書面にて発行いたします。保証書にて記載され、お客様がこれを支渡した時点で、本保証の加入手続が完了し、お客様とサービス提供者の間で、安心ゲーム機本体3年保証(物損付)サービス規程(以下「本規程」といいます。)の内容に基づく契約が成立するものとします。サービス提供者は、本製品(保証書に記載された製品でかつ第4条第2項対象となるもの)を、本規程に定めるところに従い、無償修理(以下「保証修理」といいます。)を提供します。なお、お客様は、本保証にお申込みいただいた時点で、本規程に同意いただいたものとみなします。

第1条 保証範囲

1. 本保証の本品の取扱説明書や注意書きに従って正常に使用してもかかわらず、本製品に生じた故障であり、かつ、本製品の製造メーカー(以下「メーカー」といいます。)の保証規定において保証対象となる場合(以下「メーカー自然故障」といいます。)および(ii)本製品に落下、破損、破裂、異常電圧、水濡れ等の偶然の事故に起因して本製品の機能が正常に働かない場合(以下「物損」といいます。)が対象となります。

2. 第12条に定める保証の適用除外事項に該当する場合には、メーカー自然故障および物損であっても、本保証の対象外とします。

3. サービス提供者は、修理委託先(サービス提供者を含み、製品ごとにサービス提供者との戦略で選定するものとします。以下同じ。)によるメーカー自然故障該当性の診断および第12条の規定に基づき本規程で規定するものとし、次条の記載のない限り、次条以降において「自然故障」および「物損」とは、前項の規定により本保証が提供される障害をそれぞれ指すものとします。

4. 第2条 保証期間
1. 本保証が効力を有する期間(以下、「この期間を「本保証期間」といいます。)は、以下の各号に定めるとおりとします。
(1) 自然故障の場合、本保証期間は、本製品のメーカー保証期間終了日の翌日から始まり、メーカー保証期間開始日から3年が経過する日に終了します。本保証期間内において本製品に係る保証修理の回数に制限はないものとします。
(2) 物損の場合、本保証期間は、メーカー保証期間開始日から始まり、3年が経過する日に終了します。本保証期間内において本製品にかかる保証修理の回数に制限はないものとします。
2. 第6条第2項(2)号から第3項(2)号に亘り本保証が終了する場合を除き、メーカーまたは販売会社より交換品(新品のものとします。以下同じ。)が提供されたこと、その他理由の如何を問わず、加入時からの本保証期間は変更されないものとします。

3. 保証内容
本保証期間内に本製品に自然故障または物損が発生した場合には、サービス提供者は連帯して、下表に定める保証上限金額の範囲内で自然故障または物損にかかる保証修理を行います。なお、保証上限金額は消費税込の金額となります。サービス提供者は、サービス提供者が指定する拠点まで、お客様より本製品を送付いただいた上で保証修理を行います。この場合の往復の送料は、お客様がヤマト運輸株式会社の宅急便を利用した場合に限り、本保証に含まれます。

区分	ニンテンドー2DS Newニンテンドー2DS・3DS各シリーズ Nintendo Switch Lite	Nintendo Switch (有機ELモデル)	PlayStation4 PlayStation5 PlayStation5 pro Xbox One・Series X・S Nintendo Switch2
各製品の保証上限金額	20,000 円(税込)	30,000 円(税込)	50,000 円(税込)

4. 第4条 本保証の対象機器
1. 本保証の対象機器は、保証書に記載された製品のゲーム機本体に限るものとします。

2. 周辺機器や消耗品等(付属のコントローラー、リモコン、Kinect、外部カメラ、外部マイクロカード、ガムコン、アーケード用コントローラー、電源コード、ACアダプター等)等、なお、対象外機器をこれらに限定するものではありません。)は本保証の対象外とします。ただし、Switch購入時に付属されているJoy-Con(L)/(R)またはSwitch2購入時に付属されているJoy-Con2(L)/(R)については、それそれ1つに限り本保証の対象とします。

5. 第5条 保証上限金額を超過する場合の取扱い
1. 1回の保証修理に要する金額が、第3条に定める保証上限金額を超過する場合には、代替品(新品のものとします。以下同じ。)を提供することで保証修理に代えさせていただきます。なお、サービス提供者は、お客様のご希望により、保証上限金額の超過分(本製品の修理料金から保証上限金額を控除した額)をご負担いただくことで修理を行うこともできます。ものとします。

2. 代替品を提供する場合、原則として同一現行機種の番号提供を行います。保証上限金額の範囲内での代替品の提供が困難な場合には、お客様にて代替品の購入金額の一部をご負担いただくことで、代替品の提供を行います。お客様ごとに負担いただく金額は、代替品の販売価額(サービス提供者が指定する店舗における、サービス提供者が案内した時点での販売価額)になります。から保証上限金額を控除した差額となります。ただし、お客さまはサービス提供者に対して機種、型番等の指定を行なうことはできず、本製品が、ソフトもしくは周辺機器付属モデルまたは特殊な付属モデル(限定版のカラー等)の場合でも、お客さまは通常モデルの製品となります。

3. お客様から引渡しのあった本製品に自然故障と物損が混在している場合、それぞれの保証修理に要する金額が保証限度額を超過していないなくても、保証修理に要する金額の合計が保証限度額を超過した場合は、代替品を提供することで保証修理に代えさせていただきます。保証限度額内の代替品の提供が困難な場合およびお客様のご希望による修理対応は、第1項および第2項の定めに準じるものとします。

4. サービス提供者に移動するものとし、サービス提供者は、その後、当該修理依頼品をお客さまに返却する義務を負ふべきと想定するものとします。これを任意に処分することができるものとします。

5. 本条に基づく代替品の提供または本製品の修理により本保証は終了し、サービス提供者が提供した代替品には新たな本保証は附帯されません。

6. 第6条 本保証の終了
以下各号いずれかに該当する場合には、本保証は終了となります。

(1) 本保証期間が満了した場合。

(2) 第3条に定めるとおりに従い保証上限金額を超過する対応を行った場合。

(3) メーカーの倒産、解散、修理部品の供給停止、その他メーカーがその責任により本製品の修理を行うこと(以下「同水準・同条件で修理を行う者)が存在する場合を除きます。)、サービス提供者が代替品を提供した場合(代替品の提供については第5条第2項から第4項までの定めを準用します。)

7. 第7条 お客様のご負担となる主な費用
本保証の範囲は、自然故障、物損の保証修理および代替品の提供であることから、以下各号に定める費用は本保証には含まれず、専らお客様のご負担によるものとします(なお、本保証範囲内に限ります)。(1)お客様ご自身にて、出張料等は取を希望されたときかかる費用(出張修理費用、引取り費用、梱包材費用等)。

(2) 本製品の修理費用(梱包材費用を含む)を含む、お買上げマート運輸会社による宅急便以外の配達手段での送料(往復料)。

(3) お客さまが手付した修理依頼品と同梱のソフト等を返送する場合にかかる費用。

(4) 代替品提供料、お客様が買って修理依頼品と同梱のソフト等を返送する場合にかかる費用。

(5) 本保証利用料、お客様からご請求される通信費用(他の費用)。

(6) 保証修理料(行方不明に必要な通信費用)。

(7) 修理依頼料(修理料)。

(8) 第5条第1項(1)項目と第2項(2)項目に定めるところに従い代替品を提供する際に発生した、送料および設置・工事費用ならびにサービス提供者へ差額分のその他の費用をお振込んだための修理手数料等。

(9) お客様のご都合により保証修理を確認された場合(第12条に定める保証の適用除外事項に該当したことからキャンセル扱いとなる場合を含みます。以下同じ。)における技術費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用。

(10) 第12条に定める保証の適用除外事項に該当する場合の一切の費用。

8. 保証修理の依頼方法(留意事項)
本保証期間内に、本製品の本体に自然故障または物損が発生した場合には、お客様は、安心ゲーム機本体保証をお客さま窓口(下記記載)に連絡して保証修理をご依頼ください。保証修理受付時に安心ゲーム機本体保証をお客さま窓口より保証修理手続の手順をご説明しますので、説明手順に従ってください。なお、メーカー保証期間内の故障に関しては、メーカーのサポートセンターに修理をご依頼ください。

安心ゲーム機本体保証お客さま窓口: 0800-080-0086(フリーコール)受付時間: 10:00~19:00(年中無休)E-Mail: anshin-hosho@cs.sompo-swt.com

(1) お客様による保証修理の依頼をいただいた際、安心ゲーム機本体保証お客さま窓口は、お客様の本保証に関する登録情報(レシート番号、製品購入日および個人情報等)の確認を行ないます。なお、故障の原因および修理の方法にかかる費用(修理料金等)は、修理依頼料に含まれます。

(2) 本保証が提供されない場合がございます。

(3) 修理依頼料が確認できない場合は、修理受付料から1ヶ月経過しても修理の着手ができない場合は、修理受付料無効となります。

(4) 修理委託先の診断により、本製品の複数の故障箇所があると判定された場合、一部の故障箇所のみの修理を行うことはできません。また、修理委託先の診断により複数の故障箇所のうち、診断により複数の故障箇所があると判定された場合には、お客様にあからしめに同意いただいた上で当該故障箇所の修理費用をご負担いただくことにより、全て

修理依頼料にかかる費用を負担する場合は、修理依頼料無効となります。

(5) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(6) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(7) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(8) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(9) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(10) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(11) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(12) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(13) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(14) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(15) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(16) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(17) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(18) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(19) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(20) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(21) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(22) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(23) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(24) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(25) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(26) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(27) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(28) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(29) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(30) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(31) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(32) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(33) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(34) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(35) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(36) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(37) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(38) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(39) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(40) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(41) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(42) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(43) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(44) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(45) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(46) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(47) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(48) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(49) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(50) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(51) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(52) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(53) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(54) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(55) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(56) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(57) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。

(58) 修理依頼料にかかる費用を負担する場合には、修理依頼料無効となります。